

## 遺伝子換え技術等専門委員会において取りまとめた「ポジション・ペーパー」 に示された考え方に関する今後の取扱い

平成18年4月21日  
文部科学省研究振興局  
ライフサイエンス課  
生命倫理・安全対策室

従来より、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会に設置された遺伝子組換え技術等専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種省令等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」(平成16年1月29日文部科学省・環境省令1号)等に規定された語句、基準等について、範囲の明確化、解釈の付与等を行ってきたところであり、これらの解釈をいわゆる「ポジション・ペーパー」として取りまとめてきたところである。

今後、専門委員会において取りまとめられた下記に掲げるポジション・ペーパーに示された考え方については、文部科学省としての考え方として取り扱うこととする。

### 記

- ・ 認定宿主ベクター系を用い、環境中から抽出した核酸供与体を供与核酸とする遺伝子組換え生物の使用等における拡散防止措置について（平成16年12月16日）
- ・ リボザイムや siRNA 等として機能する人工合成核酸を供与核酸として用いる遺伝子組換え生物等の取扱いについて（平成16年12月16日）
- ・ 二種省令における「病原性」等の考え方について（平成16年12月16日）
- ・ Human immunodeficiency virus 1型(HIV-1)の増殖力等欠損株等の解釈について（平成17年10月14日）
- ・ 二種省令における感染受容体の考え方について(平成17年10月14日)